新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

市内の発生状況（令和２年９月14日時点）

（令和２年９月14日時点）

合計	重症	軽症	無症状	退院解除
80	2	4	1	73

※大阪府の報道発表資料をもとに作成しています。
※最新情報はウェブサイトをご覧ください。
＜問合せ＞災害対策課 ☎072-958-1111 内線2713

新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納税が困難な方

【市税の徴収猶予の特例制度】

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方で、一時に納付・納入が困難な方は、１年以内の期間で、市税の徴収猶予を受けられる場合があります。該当される場合、猶予実施に伴う担保の提供は必要ありません。また、延滞金もかかりません。

申請の期限がありますので、対象となる要件や手続きなどの詳細は、下記担当まで問い合わせるか、市ウェブサイトをご覧ください。

＜問合せ＞税務課 納税担当（本館１階７番窓口）
☎072-958-1111 内線1440・1441・1442・1460

国民健康保険の被保険者・後期高齢者医療の被保険者

【新型コロナウイルス感染症に係る「傷病手当金」の適用期間延長（12月31日まで）】

６月号広報（４ページ）でご案内した「傷病手当金」の適用期間が「12月31日まで」延長となります。

傷病手当金の受給には申請が必要です。事前に電話でお問い合わせください。申請に必要となる申請書等をご案内します。

＜問合せ＞ 保険年金課（本館１階３番窓口）
☎072-958-1111
・国民健康保険給付担当 内線1340
・後期高齢者医療担当 内線1741

新型コロナウイルス感染症に関するこころの電話相談「新型コロナこころのフリーダイヤル」

新型コロナウイルス感染症に関する不安やストレスなどの悩みに対応するための相談電話をフリーダイヤルで行います。
期間：10月１日～令和３年３月31日まで（毎日9:30～17:00、土日祝・年末年始を含む）☎0120-017556

羽曳野応援商品券【使用期限11月30日まで】

・商品券を紛失した場合、再発行はできません。
・商品券はおつりが出ません。
　換金や払い戻しもできません。

＜問合せ＞産業振興課（本館２階）
☎072-958-1111 内線2740

中止となったイベントなど（定例実施）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見送らせていただくこととなりました。ご理解いただきますようお願いいたします。

●“はびきの”の夕べ【政策推進課】
●第38回羽曳野市ふれあい健康まつり【健康増進課（保健センター）】
●第63回羽曳野市民文化祭【社会教育課】
●第26回大阪菊花会菊花大会【みどり推進室】
●第16回「日本武尊」白鳥伝説三市交流事業【市民協働ふれあい課】
●第62回市民マラソン大会【スポーツ振興課】
●きらりはびきの～男女共同参画フォーラム＆人権を考える市民の集い～【人権推進課】

～うつさない、もらわない～

マスク着用、手洗い、身体的距離の確保など、引き続き「新しい生活様式」の実践にご協力お願いいたします。

「新しい生活様式」の詳細は、厚生労働省ウェブサイトなどをご覧ください。

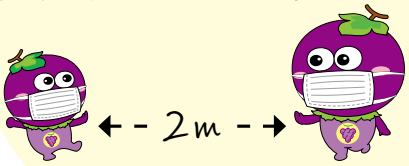

▶画面イメージ

新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンアプリ

厚生労働省
新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA［ココア］）
covid-19 Contact Conffirming Application

⇒ ウェブサイト
［厚生労働省 COCOA］で検索

●利用者本人の同意を前提に、スマートフォンのBluetoothを利用し、お互いのプライバシーを確保した上で、新型コロナウイルス感性症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

●陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながります。

＜問合せ＞ 災害対策課
☎072-958-1111 内線2713